



2025年2月14日

各位

会社名 ID&Eホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 新屋 浩明  
(コード番号：9161 東証プライム市場)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長  
小泉 慎  
TEL：03-5276-2454

### 臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025年4月を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月1日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年3月1日（土曜日）
- (2) 公告日 2025年2月14日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.id-and-e-hd.co.jp/ir/stock/koukoku/>

##### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年11月19日付で公表した「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び2025年2月6日付で公表した「東京海上ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、東京海上ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2024年11月20日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する

公開買付けの成立後、公開買付者及び東京海上日動火災保険株式会社が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満であったことから、当社は、本臨時株主総会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことを付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上